

2025年11月吉日

大阪府スキー連盟 会員 各位

一般財団法人 大阪府スキー連盟

会長 小山 雅史



## 賛助会員制度のご案内

拝啓

晩秋の候、貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。  
日頃より本連盟の活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、このたび大阪府スキー連盟では、新たに「賛助会員制度」を設けることとなりました。これは、個人の皆さまからご支援いただきスキー競技の普及や育成活動を一層充実させることを目的とした制度であり、会員の皆様にも広くご参加いただける仕組みです。

ぜひ趣旨にご賛同いただき、賛助会員としてご参加いただければ幸いです。

敬具

### 【賛助会員制度の概要】

会費：一口 5,000円／年（複数口お申込みいただけます）

期間：6月1日～翌年5月31日

特典：

- ・公式ホームページや資料等にご芳名掲載（希望者のみ）
- ・名刺等に「一般財団法人大阪府スキー連盟賛助会員」との表記を行うことができる

### 【ご協力のお願い】

本制度は、連盟の財政基盤を強化し、スキーの普及・育成をより発展させるための重要な取り組みです。ぜひ趣旨にご賛同いただき、賛助会員としてご参加いただければ幸いです。

申込方法につきましては、同封の「賛助会員規程」および申込書をご参照ください。

また、企業や事業を運営されている皆様には、個人でのご支援に加え、法人・団体としてご参加いただける「企業協賛制度」もございます。

協賛内容や掲載特典などの詳細は、連盟ホームページに掲載しておりますので、ぜひあわせてご確認ください。

今後とも大阪府スキー連盟の活動にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人 大阪府スキー連盟

## 賛助会入会申込書

令和 年 月 日

下記の通り、賛助会員への入会を申し込みいたします。

ふりがな 氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	

### 【会費】

一口 5,000円／年

申込口数：\_\_口 (数字をご記入ください)

※年度：6月1日～翌年5月31日です。

### 【ホームページへの掲載について】

大阪府スキー連盟ホームページに賛助会員一覧を掲載いたします。

ホームページへの氏名掲載を希望しますか。

- 掲載を希望する
- 掲載を希望しない

### 【規程への同意】

賛助会員規程の記載事項を全て確認し、その内容に同意の上、入会を申し込みます。

- 確認し、同意します

### 【備考欄】

(特記事項・ご希望があればご記入ください)

---

---

## **【お申込み方法】**

### **1. フォームより申込み**

こちらのGoogleフォームよりお申し込みください。



### **2. メールにて申込み**

申込書へ必要事項を入力の上、下記メールアドレスへお送りください。

E-mail : ask@ski-osaka.or.jp

### **3. 郵送にて申込み**

申込書へ必要事項を入力の上、下記住所へお送りください。

送付先：大阪府スキー連盟 総務部

〒537-0014 大阪市東成区大今里西2-5-12大阪セルロイド会館2F

TEL 06-6975-2064 / FAX06-6975-0010

※申込書については当連盟ホームページよりダウンロードいただけます。

## **【入会申込後のお手続きについて】**

当連盟にて入会申込を確認のうえ、会費納入のご案内をお送りさせていただきます。

## **【個人情報の取り扱いについて】**

ご記入いただいた個人情報は、賛助会員の管理、連絡、会員特典の提供および本連盟の活動案内のためのみ使用し、目的外での利用や第三者への提供はいたしません。

また、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく外部へ提供することはございません。

## 賛助会員規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人大阪府スキー連盟（以下「本連盟」という。）の目的達成のため  
に、その活動に賛同する個人からのご支援を賜り、事業運営を支援し財政基盤を強化することを目的  
とする。賛助会員を募ることで、スキー競技・普及活動・育成活動の充実を図る。

### (賛助会員)

**第2条** 本連盟の目的及び事業の趣旨に賛同し、本規程に基づき入会した個人を賛助会員（以下「会  
員」という。）とする。

### (入会)

**第3条** 会員の入会は、隨時受け付けるものとする。

2. 賛助会に入会しようとする場合は、「賛助会入会申込書」（以下「申込書」という。）に必要事  
項を記入し申し込むものとする。
3. 前項にかかわらず、本連盟指定の口座に会費を振り込むことにより、申込書に替えることでき  
る。

### (会員期間)

**第4条** 会員の期間は、会費納入の日から当該事業年度終了の日までとする。

### (会費)

**第5条** 賛助会の会費は、年額5,000円を一口とし、一口以上納入するものとする。

2. 入会した会計年度の翌年度以降の会費は、原則として毎年6月末日までに納入するものとする。

### (特典)

**第6条** 会員の特典は、次の各号の定めによる。

1. 名刺等に「一般財団法人大阪府スキー連盟賛助会員」との表記を行うことができること
2. 本連盟ホームページ、作成資料等に氏名を掲載できること（希望者のみ）。
3. 本連盟が主催、又は共催する行事等の情報提供を受けることができる。

### (退会)

**第7条** 会員は、任意の時期に退会することができる。退会を希望する者は、書面にて本連盟に届け  
出るものとする。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

### (除名)

**第8条** 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

1. 本連盟の名誉を傷つけ、または本連盟の目的に反する行為があったとき
2. 会費の納入を著しく怠ったとき
3. その他、会員として不適当と認められる行為があったとき

### (改廃)

**第9条** この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。